

文教厚生

議案第62号

松前町老人憩の家設置条例等の一部を改正する条例

要旨

各施設等の利用料金を引き上げ、負担の適正化を図るため、所要の改正を行うもの。

問

使用料の見直しをどれくらい行っていないのか。施設によって値上げ幅の違いがあるが採算の問題は大丈夫か。次の見直しについては。

答

使用料は25年から40年くらい見直ししていなかった。施設によって設置目的の違いがあり、急激な値上げは考えていない。次の見直しについては5年から10年の間に状況を見て判断していきたい。

問

文化センターの第1研修室の値上げが60円に対し、リハールサル室の値上げは600円となっているが室によって値上げの幅の違いが

各施設利用の適正料金は

あるのはなぜか。試算値で改定となれば、トレーニング室等の使用料がもっと引き上げられることになり、料金引き上げの根拠がわからない。住民にはどのように説明するのか。

答

リハールサル室は多目的で利用者も多い上、多人数で利用されるため1人当たりの利用料金は抑えられる。トレーニング室等は中学生以下又は高校生などの学生の利用が多い。個人での使用料支払いとなるため試算値のままの使用料引き上げは適正ではないと考えている。

問

使用料改定の背景が長年料金改定していないからということでは住民は納得できないのでは。

答

人口減少などが見込まれ、町の財政が厳しくなっていくなか、施設の老朽化による更新

費用が増加している。今後は社会状況に応じて町民の意見、数値の試算などを取り入れながら、検討委員会に加え、審議会の立ち上げを検討する。町民の方に幅広くご理解をいただいて使用料の見直しを行っていきたい。

意見

今後使用料改定の際には、施設経費の使用負担率の基準を設ける。それを元にして使用料を引き上げるといふ根拠ある数値から考えてほしい。また、基本方針、統一基準を作つて、5年に1回は必ず審議にかけて見直しを行うなどしてほしい。

(全員一致で可決)



議案第63号
松前町立保育所条例の一部を改正する条例

要旨

二名保育所を廃止するため、所要の改正を行うもの。

(全員一致で可決)

議案第64号

松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

要旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する政府の施行に伴い、保育料の無料化に伴う食事の提供に要する費用の負担について規定の整備を行うとともに、用語の整備を図るため、所要の改正を行うもの。

(全員一致で可決)

問

一般の住民の方には改正内容がわかりにくく混乱が懸念される。

答

令和元年10月1日から施行され、事業が運

用されているが、今のところ混乱はない。
(全員一致で可決)

議案第65号

松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

要旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の資格要件の緩和措置を3年間延長するため、所要の改正を行うもの。

問

条文中の「修了したもの」とはどのような講習を受けたか、資格があることをいうのか。

答

支援員は都道府県知事又は指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならぬとされており、保育士や教員の免許があったとしても採用後に研修を受けてもらう。

問

支援員の採用は。

